

格安, 無料のつもりが定期購入に!?

相談事例

インターネットで格安のダイエット食品を見つけたので試しに1度注文し、商品と請求書を受け取った。

ところが、1か月後にも同じ商品が届き、今回は3千円の請求書が同封されていた。

驚いて業者に電話をしたところ、4ヶ月以上の購入が条件で初回分が安くなる契約になっており、途中で解約をする場合は初回分についても通常料金を支払うよう言われた。



ポイント

- 一定期間の購入が条件であることが、ホームページの下部に小さく記載されていて気付かなかった。
- 途中解約を条件に初回分についても通常価格を請求されている。

アドバイス

- 定期購入の場合、一定期間の購入を条件に初回分が格安の金額や無料になっていることが多くあります。商品を購入する際は金額だけでなく、契約内容をよく確認しましょう。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度の適用がありません。解約については事業者が定めるルールによることとなりますので、解約条件や解約の申し出先等を注文前によく確認しましょう。
- 広告表現の適正化等に取り組んでいる(社)日本通信販売協会(JADMA)に加入している事業者の広告にはジャドママークが表示されています。商品を購入する際の参考にしましょう。

困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター(電話256-0800)にご相談ください。